

福島県内大学図書館連絡協議会誌

第 24 号

◇第 39 回 福島県内大学図書館連絡協議会総会議事録 郡山女子大学図書館 1
◇第 29 回 福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会報告 担当：郡山地区　郡山女子大学図書 奥羽大学図書館 日本大学図書館工学部分館 4
◇相互利用参加館（公立図書館）紹介 「浪江町図書館の紹介」 浪江町図書館　木村　正人 20
福島県内大学図書館連絡協議会会則 22

令和 5 年 3 月

第 39 回福島県内大学図書館連絡協議会総会 議事録

日 時 : 令和 4 年 7 月 27 日 (水) 13:00~13:50

形 式 : オンライン会議

出席者 : 12 館 22 名

欠 席 : 1 館 (会津大学短期大学部附属図書館)

開 会

あいさつ 郡山女子大学図書館館長 斎藤 美保子

議長選出

議事に先立ち、参加者の自己紹介がなされた後、議長の選出を行った。

令和 4 年度幹事館の郡山女子大学図書館の和知剛司書係長が議長に選出された。

1 報告事項

(1) 令和 3 年度事業報告

常任幹事館の福島大学附属図書館より資料に基づき報告があつた。

2 協議事項

(1) 令和 3 年度会計報告 (案)

常任幹事館の福島大学附属図書館より資料に基づき報告があり、会計監事の福島県立医科大学附属学術情報センターより監査報告がなされ、原案のとおり承認された。

(2) 令和 4 年度会費の徴収について

常任幹事館の福島大学附属図書館より、これまでの繰り越しや新型コロナウィルス感染症の影響による支出減少により会費に余裕が生じていることから、令和 4 年度の会費の徴収は見送るとの提案があり、承認された。また、令和 5 年度以降については、会則に基づき毎年徴収することを基本としつつ、繰り越し残高や事業計画等を踏まえて各年度で検討し、徴収を見送る場合は、総会において協議するとの提案があり、承認された。

(3) 令和 4 年度事業計画 (案)

令和4年度事業計画（案）について常任幹事館の福島大学附属図書館より資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。令和4年度幹事館の郡山女子大学図書館より、第29回実務者研修会の開催については令和4年度の担当地区である郡山地区の図書館に後日連絡をするとの補足説明があった。

(4) 令和4年度予算（案）

令和4年度予算（案）について常任幹事館の福島大学附属図書館より資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

(5) 当年度会計監事の選出について

常任幹事館の福島大学附属図書館より近隣の福島県立医科大学附属学術情報センターに依頼したいとの提案があり、承認された。

(6) 横断検索の運用について

第38回総会で福島県立図書館から検討依頼があった福島県立図書館の横断検索への参加について、福島県立図書館と福島大学附属図書館より資料に基づき提案があり、承認された。

日本大学図書館工学部分館から、新型コロナウィルス感染症の影響により外部利用者の入館を不可としている図書館もあるため、横断検索の検索画面等に外部の利用者の利用について各館で対応が異なることを表記することが可能かどうか、との質問があり、福島県立図書館から、横断検索画面への表記はシステムSEとの相談になる。トップページには表記可能であるが、確認に時間がかかるためわかり次第連絡するとの回答があった。また、福島県立医科大学附属学術情報センターからは、福島県立図書館の横断検索の結果イメージは福島大学のものと同じように表示されるかどうか、について質問があり、福島県立図書館から、福島大学のものと同様で検索結果の一覧に所蔵館が出るとの回答があった。

(7) 第78回東北地区大学図書館協議会総会の会場大学について

常任幹事館の福島大学附属図書館より資料に基づき会場大学のローテーションについて提案があり、承認された。第78回の会場大学は日本大学図書館工学部分館が担当することで内諾を得ているとの報告があった。

3 その他

(1) 次年度幹事館について

総会資料の幹事館一覧により、医療創生大学図書館が担当することを確認し、同館よりあいさつがあった。

(2) 質疑応答

福島県立図書館より、福島県立医科大学附属学術情報センターに開設された駅前キャンパスの物流・運用についての質問があった。福島県立医科大学附属学術情報センターからは、連携はしているが物流がうまくいっておらず、週1回図書館職員が出張で運んでいる。大体木曜日が多いので金曜日のふくふくネットには間にあっているのではないか。事前に福島県立図書館と福島大学附属図書館には、駅前キャンパスへの貸出は、福島県立医科大学附属学術情報センターに一度運んでから駅前キャンパスに届くため、多少のずれが生じることを了解いただきたいとお知らせしている、と回答があった。

閉会

第29回福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会報告

第29回福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会は、令和4年12月15日(木)に、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Zoomを使用してのオンライン開催となった。

本年度開催地区である奥羽大学図書館が司会・進行を務め、当日は加盟館のうち10館25名が研修に参加し、参加できなかつた方に対して、期間限定でアーカイブを公開した。また、研修会終了後に、Googleによる感想フォームを配信・回収し、各館の回答及び感想等を取りまとめた。

オンライン開催は、昨年度に引き続き今回で2回目となったこともあり、大きな問題はなく円滑に進行し、無事に会を終えることができた。

研修会のテーマを「障害者差別解消法と合理的配慮」とし、日本障害者歯科学会認定医でもある奥羽大学歯科保存学講座歯内療法学分野准教授の佐々木重夫氏を講師にお迎えして、障害に関する基礎知識から、障害者差別解消法の概要、図書館における合理的配慮及び施設対策の事例等を交えてご講演いただいた。

研修会実施要項、講演資料及び感想等は以下のとおりである。

郡山女子大学図書館

奥羽大学図書館

日本大学図書館工学部分館

福島県内大学図書館連絡協議会第 29 回実務者研修会開催要項

日時:2022 年 12 月 15 日(木)13:30-15:30(予定)

会場:Zoom を使用したオンライン開催

研修会のテーマ

「障害者差別解消法と合理的配慮」

2016 年に制定された「障害者差別解消法」は、国・地方公共団体等の行政機関ならびにすべての民間事業者に、障害を理由とする差別を禁止する法律です。この法律が対象としている差別は「障害者の権利に関する条約」(2008 年発効)にもとづいて定められており、障害者の基本的人権が健常者を対象にした措置では十分に保障されない場合、障害者の基本的人権を保障するための措置の提供を「合理的配慮」として行政機関に義務付け、民間事業者には「合理的配慮」の提供を努力義務としています(なお 2021 年の改正で、民間事業者への努力義務が「義務」に強化され、改正法の施行日より 3 年以内の政令で定めた日に施行予定)。大学図書館も法の例外ではなく現在、国公立大学の図書館ではすでに義務として「合理的配慮」が求められています。

今回の福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会では、奥羽大学の佐々木重夫先生を講師にお迎えし、障害者差別解消法および合理的配慮についてお話を伺うことになりました。今回の研修を通して、障害者差別解消法および合理的配慮についてその基礎を学び、今後の図書館業務に活かすことができましたら幸いです。

次第

13:00 受付

13:30-13:40 開会式

13:40-14:40 講演

奥羽大学 歯科保存学講座 歯内療法学分野 准教授

佐々木重夫 先生

14:40-14:50 休憩

14:50-15:30 質疑応答・ディスカッション

15:30 閉会

第29回福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会

障害者差別解消法と合理的配慮

奥羽大学歯学部

歯科保存学講座 歯内療法学分野 佐々木重夫



2022.12.15

佐々木重夫 ささき しげお 履歴

1957(昭和32)年4月11日生 65歳 出身地: 東京都

【学歴】

1977年 4月 東北歯科大学(現 奥羽大学)入学

1983年 3月 卒業

5月 第73回歯科医師国家試験 合格

6月 歯科医籍登録(第90019号)

1993年11月 博士(歯学)学位受領(奥羽大学 乙第62号)

【職歴】

1983年 7月 東北歯科大学(現 奥羽大学)予防歯科教室 助手

1986年 4月 小児歯科学講座 助手

2006年 4月 歯科保存学講座歯内療法学分野 准教授

2014年 4月 附属病院 医療安全管理者

2016年 4月 附属病院地域医療支援歯科 障害者歯科主任

【所属学会】

日本障害者歯科学会 認定医(第151号)

歯科医療管理学会 認定医(第59号)



本日の内容

・障害者とは・呼称の変化

・障害の種類とその数

・福祉社会における考え方

・障害者差別解消法とは

・差別的な対応例と合理的な配慮例

・障害別の合理的配慮例

・施設における合理的配慮対策



障がい者とは

身体障害、知的障害、精神障害*があるため、

継続的に日常生活または社会生活に

相当な制限を受ける者。 *発達障害を含む

通常の個人または社会生活に

必要なことを確保することが、

自分自身では完全にまたは部分的にできない人。

障碍者 障礙者

碍 碍 : [音]ガイ、ゲ [訓]さまたげる

碍 13画 ①さまたげる。じやまをする。

礙 19画 ①さまたげる。さえぎる。進行のじやまをして止める。

⇒ 障害者

害 : [音]ガイ、カイ [訓]損なう、災い

害 10画 ①そこなう。傷つける。こわす。

②さまたげる。

③災い。災難。

⇒ 障がい者



Handicap

①ハンディキャップ、不利な条件

②(身体上または精神上の)障害

けがや病気などが原因で身体の一部または精神が正常に機能しないこと。

Handicapped

①障害のある

②けがや病気などが原因で身体の一部または精神が正常に機能しない状態。

⇒ **差別語**または**不快語**であるとみなされる場合がある。

⇒ **Disability** 障害 が適切

Disability

physically challenged 身体的障害

visually impaired 視覚障害

hearing impaired 聴覚障害

learning disabled 学習障害 など

Special needs 特別なニーズ(要求)

障害のある人を基本として、

年齢に関係なく何らかの特別な対応を要する状態。

スペシャルニーズのある(を有する)人

特別な 配慮や工夫、知識・技術を持って

対応する必要のある人たち。



障害の種類

身体障害 先天的なもの

後天的なもの 病気、事故

知的障害 IQ 69未満

(Intelligence Quotient: 知能指数)

精神障害 統合失調症(精神分裂症)

双極性障害(躁鬱病) など

発達障害を含む

難病 338疾患(2022年1月現在)

国民の7%が何らかの障害を有していることになる。

	総 数	在宅者	施設入所者
身体障害児・者	436.0万人	428.7万人	7.3万人
知的障害児・者	109.4万人	96.2万人	13.2万人
精神障害者	419.3万人 (320.1万人)	389.1万人	30.2万人

身体：知的：精神 34人：9人：33人／1千人 令和3年度版 障害者白書
日本の総人口 1億2544万人（総務省統計局 2022.1.1）（ ）内は平成27(2015)年度版

障害児・者は約7.54%

福祉社会における考え方

ノーマライゼーション normalization

障害者と健常者（一般市民）とは、お互いが特別に区別されることなく、同じ環境、条件で社会生活（家庭、地域）を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。 ⇒ 皆が共生できる社会づくり

「人権の対等性」

いかなる心身の状態であっても、人は人として尊ばれるべき存在である。

「障害の普遍性」

障害はきわめて一般的な機能の逸脱である。

「個別処遇」

個人の社会生活への要求は個別的で、その調整や処遇は基本的にその個人にのみ有用である。

共生社会



国民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を育てる力を身に付けていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無等にかかわりなく安全に安心して暮らせる社会。

様々な人がいて、困って



バリアフリー barrier free

バリアフリーとは、

障害者の社会生活上の「障壁の除去」を実行することで、快適性・安全性・利便性であり、その基本は、「機会均等化」を達成することである。

このような生活環境を整備するために、相当の経費負担・高度な技術・社会意識の変革が必要とされ、我が国においても保健・医療施策、福祉サービス・機器の開発、福祉の町づくり施策、住宅・交通対策などが実施されている。

また、日常生活行動上のバリアフリーだけでなく、人と人のこころの「障壁の除去」も必要である。

四つのバリア

- | | |
|------------|--------------|
| ①物理的バリア | : 階段、段差 |
| ②制度のバリア | : 入試・資格試験、就職 |
| ③文化・情報のバリア | : 情報が伝達されにくい |
| ④意識のバリア | : 偏見、誤解 |



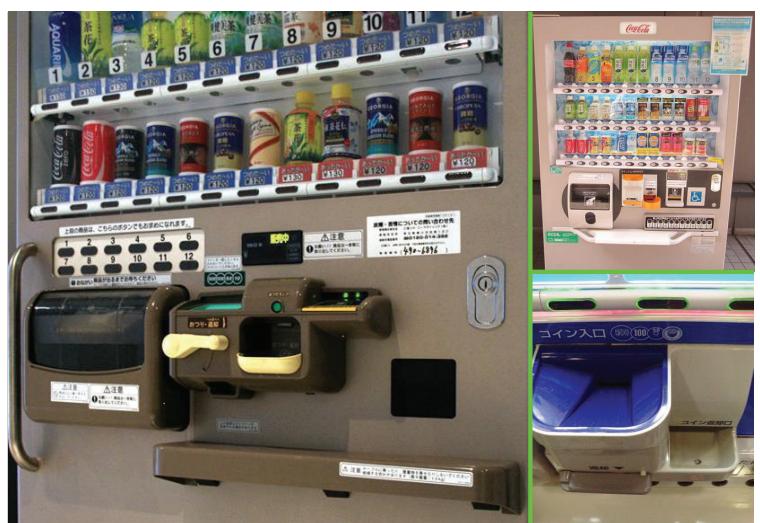


ユニバーサルデザイン Universal Design
バリアフリーは、
障害よりもたらされるバリアフリー(障壁)に
対処するとの考え方であるのに対し、
ユニバーサルデザインは、
障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず
多様な人々が利用しやすいように
都市や生活環境をデザインする考え方。

ユニバーサルデザイン7つの原則

- ① 誰でも公平に利用できること。
- ② 使う上で自由度が高いこと。
- ③ 使い方が簡単ですぐわかること。
- ④ 必要な情報がすぐに理解できること。
- ⑤ うっかりミスや危険につながらないデザインであること。
- ⑥ 無理な姿勢や強い力なしに楽に使えること。
- ⑦ 利用しやすい大きさや広さであること。

ノースカロライナ州立大学 ロラルド・メイスらによって1980年代に唱えられた。





ピクトグラム pictogram

公共空間で使用され、
文字による文章で表現する代わりに、
視覚的な図で表現することで、
言語に制約されずに内容の伝達を直感的に行う目的で使用。

日本において、
1964年東京オリンピック開催時に

外国語（特に英語）によるコミュニケーションを
とることができ難い当時の日本人と外国人の間を
取り持つために開発された。



“絵文字”、“絵単語”
何らかの情報や注意を示すために表示される**視覚記号**（サイン）である。

地と図に明度差のある2色を用いて、
表したい概念を**単純な図として表現**する技法が用いられる。



障害者に関するシンボルマーク 内閣府

国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設を表す。



盲人のために1984年世界盲人連合で制定された。
視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮されて建物、設備、機器などに
付けられている。信号機、国際点字郵便物・書籍に付与されている。



聴覚障害者



日本独自のシンボルマーク



オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備(トイレなど)があることを示す。



ハート・プラスマーク

“身体内部に障害がある人”を表す。

心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能などの障害。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク(JIS規格)。



身体障害補助犬法の啓発のためのシンボルマーク

身体障害補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬を指す。

公共施設、交通機関、デパート、スーパー、ホテル、レストランに貼付。



障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援ならびに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マーク。



白杖SOSシグナル

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという運動の普及。



身体障害者標識 自主的な掲示



聴覚障害者標識 掲示は義務 運転免許証に記載



パートナーとして



「盲導犬受け入れ全国調査」報告 NPO法人 全国盲導犬施設連合会

目的

身体障害者補助犬法施行が17年、障害者差別解消法施行から4年が経過しているが、盲導犬同伴による施設利用を断られることが多い。

盲導犬受け入れ状況の実態調査から盲導犬同伴拒否の実情を把握して共生社会づくりを目指す資料とする。

調査対象

全国盲導犬施設連合会加盟の盲導犬ユーザー673名

調査期間

2019年1月から12月までの1年間

アンケート回答率

95.5%

① 盲導犬の受け入れ拒否を受けたことがあるか?

ある:52.3% ない:47.7%

② 受け入れ拒否は何回くらいあったか?

1回:28.0% 2~3回:43.8% 4~5回:16.1% 6回以上:11.9%

③ 拒否にあった場所はどこか?(複数回答可)

レストランや飲食店:77.4% 病院:24.7%

電車・バス・タクシー:20.8% 図書館・公民館・公的施設:3.9%

④ 拒否の理由は?(複数回答可)

動物はダメ:61.6%

他の人の迷惑になるから(アレルギー、動物嫌い):46.1%

受け入れの前例がない:33.9%

犬を店の外で待たせるなどの条件を付けられた:33.9%

盲導犬ユーザーは身体障害者補助犬法(2002年公布)によって盲導犬にいつも注意を払い十分に管理することが義務付けられている(4章13条)ので、
盲導犬を手元から離すことはできない。

毛が飛んだり、感染症のリスクがあるから:21.1%



パステルラ菌(症) *Pasteurella multocida*

猫の口腔内常在菌



シロノちゃん:半分野良猫生活

障害者差別解消法



1. 差別する行為の禁止

2. 社会的バリアを取り除くための合理的な配慮

条約(約束)の原則の1つが

障害に基づく(障害を理由にした)差別をなくすことである。

これらを具体的に実現するための法律が
差別解消法

そのためには

- ① 時間や順番、ルールなどを変えること。
- ② 設備や施設などの形を変えること。
- ③ 補助器具やサービスを提供すること。

- ・障害を理由に、お店への入店、サービスの提供を断られた。
- ・アパートを借りようとしたが、障害を理由に断られた。
- ・習い事など、障害を理由に入学を断られた。
- ・近所の人から差別的なイヤな事を言われた。
- ・よく行くお店に車いす用のスロープがない。

- ① 「見えない」、「聞こえない」、「歩けない」といった機能障害を理由にして、区別や排除、制限をすること。
- ② 車椅子や補装具、盲導犬や介助者など、障害に関連することを理由にして、区別や排除、制限をすること。

2013(平成25)年6月26日 障害者差別解消法 制定
2016(平成28)年4月 1日 施行

合理的配慮の提供
 国の行政機関・地方公共団体 法的義務
 民間事業者 努力義務
 個人事業者、NPO法人非営利事業者含む

2021(令和3)年5月 改正(令和3年法律第56号)
6月4日 公布

民間事業者も合理的配慮の提供が法的義務となり、公布日から起算して3年を超えない範囲内で施行予定

対象は 身体障害
 知的能力障害
 精神障害(発達障害、高次脳機能障害)
 その他、心や体のはたらきの障害(難病に起因する障害)

不当な差別的取扱いの例 取扱い ⇒ 対応

- ① 障害を理由に、窓口での対応を拒んだり、順序を後回しにしたりする。
- ② 障害を理由に、資料やパンフレットなどの提供、説明会やシンポジウムなどへの出席を拒む。
- ③ 障害を理由に、必要がないにもかかわらず介助者の同行を求めるなどの条件を付けたり、支障がないにもかかわらず介助者の同行を拒んだりする。
- ④ 本人を無視して介助者だけに話しかける。
- ⑤ 合理的配慮の提供を受けたことを理由に、試験などにおいて評価対象から除外したり評価に差をつけたりする。

合理的配慮の対応例

- ① 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮を行う。
- ② 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行う。
- ③ 障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更を行う。



視覚障害 合理的配慮の対応例

- ① 驚かせることのないように正面から「私は○○ですが何かお手伝いしましょうか？」と声をかける。 ⇒ 挨拶から
- ② 「こちら」「あちら」などの指示語ではなく「30センチ右」「2歩前」というように位置関係を分かりやすく伝える。
- ③ 資料を拡大文字や点字によって作成したり、資料の内容を読み上げて伝えたりする。
- ④ パソコンなどで読み上げ機能を使えるように資料のテキスト形式データを提供する。
- ⑤ 本人の意思を十分に確認しながら書類の記入やタッチパネルの操作などを代行する。 ⇒ 本人の許可を得てから



聴覚・言語障害 合理的配慮の対応例

- ① 筆談、手話、コミュニケーションボードなどの目で見て分かる方法を用いて意思疎通を行う。
- ② 字幕や手話などの見やすさを考慮して座席配置を決める。
- ③ 窓口で順番を知らせるときには、アナウンスだけでなく身振りなどによっても伝える。
- ④ 難聴者がいるときには、ゆっくりはっきりと話したり、複数の発言が交錯しないようにしたりする。
- ⑤ 言語障害により聞き取りにくい場合に分かったふりをせず、内容を確認して本人の意向に沿うようにする。



盲ろう 合理的配慮の対応例

- ① 障害の程度(全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴)に応じたコミュニケーション方法を確認して用いる。
- ② 手のひらにまる○、×、文字などを書いて周囲の状況を伝える。
- ③ 模型などを用いて触覚によって把握できるようにする。

盲聾(もうろう):視覚障害と聴覚障害を合併している者。

約1万人存在

全く見えず聞こえない 全盲聾(もうろう)
全く見えず聞こえにくい (全)盲(もう)難聴
見えにくく聞こえない 弱視聾(ろう)
見えにくく聞こえにくい 弱視難聴



肢体不自由 合理的配慮の対応例

- ① 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す。
- ② 高い所に陳列された商品を取って渡す。
- ③ 列に並んで順番を待つことが難しいときには、列から外れて順番を待てるようにする。
- ④ 脊髄損傷などにより体温調整が損なわれているときには、エアコンなどの室温調整に配慮する。
- ⑤ 本人の意思を十分に確認しながら書類の記入やタッチパネルの操作などを代行する。 ⇒ 本人の許可を得てから



知的能力障害 合理的配慮の対応例

- ① ゆっくりはっきりと話したり、コミュニケーションボードなどを用いたりして意思疎通を行う。
- ② 資料を簡潔な文章によって作成したり、文章にルビ（ふりがな）を付したりする。
- ③ 実物、写真、絵などの視覚的に分かりやすいものを用いて説明する。 ⇒ 視覚素材の使用



絵カードの例: 齧科



精神障害 合理的配慮の対応例

- ① 細かく決まった時間や多人数の集団で行動することが難しいときは、**時間やルールなどの柔軟な運用**を行うようにする。
- ② 曖昧な情報や一度に複数の情報を伝えると対応できないときは、**具体的な内容や優先順位を示す**ようにする。
- ③ 情緒不安定になりそうなときには、**別室**などの落ち着ける場所で休めるようにする。



不安・抑うつ状態における耳鳴り

発達障害 合理的配慮の対応例

- ① 書籍やノートなどを用いた読み書きに困難があるときには、タブレットなどの**補助具を用いる**ことができるようとする。
- ② 感覚過敏があるときには、それを**和らげるための対処**（例えば聴覚過敏に耳栓使用）を行えるようとする。
- ③ 作業手順や道具配置などに**こだわり**があるときには、**一定のものを決めておく**ようとする。



自閉スペクトラム症(ASD)	対人コミュニケーション困難、パニックになりやすい 強いこだわりがある、奇声を発する
注意欠如・多動症(ADHD)	集中できない、じっとしていられない、忘れやすい
学習障害(LD)	読み書きや計算などが特異的に上手くできない
限局性学習症(SLD)	

内部障害、難病等 合理的配慮の対応例

- ① 症状に波があるので、**症状に応じた柔軟な対応**を行うようとする。
- ② 繙続的な通院や服薬が必要なときには、**休暇や休憩**などについて配慮する。
- ③ ペースメーカーや人工呼吸器などが必要なときには、それらの機器の使用について配慮する。



ペースメーカー 徐脈に対する治療
体内式(植込み型)除細動器 心室頻拍、心室細動:危険性の高い不整脈に対する治療
ICD : Implantable Cardioverter Defibrillator
↔ AED : Automated External Defibrillator **自動体外式除細動器**



店舗や図書館等公共施設の出入口等に設置されている電子商品監視機器（EAS）からの電磁波がICDの作動に影響を及ぼす可能性があります。また、電子商品監視機器はわからないように設置されていることがありますので、出入口では立ち止まらないで中央付近を速やかに通り過ぎるようにして下さい※4。

突然、身体に異常（めまい、ふらつき、動悸等）を感じた場合、直ちにその場所から離れて下さい。もし、身体の異常が回復しなければ、直ちに専門医の診察を受けて下さい。

*4 医薬品等安全性情報No.155及び医薬品・医療用具等安全性情報No.173、190、203参照

電子商品監視機器（EAS）のそばを通るとき

主に流通業界などにおいては盗難防止機器のひとつである電子商品監視機器（EAS）の導入が進んでいます。下の「EASステッカー」や「EAS機器導入店表示POP」が貼られているお店や公共機関の出入口付近では、立ち止まらずに中央付近を速やかに通過するよう心がけてください。

- お店の出入口では立ち止まらず、中央付近を速やかに通過しましょう。
- EASに寄りかかったり、機器のそばに必要以上に留まらないでください。
- 出入口付近での立ち話などは避けましょう。
- 図書館等の出入口にも設置されていることがあります。
- 設置がカモフラージュされている場合もありますのでご注意ください。

*EASがベースメーカーやICDにおける影響で、屋上部異常な症状が起ることはないと言われますが、さらなる安全確保の観点から、上の注意事項をお守りください。

*EASステッカーは、日本万能防止システム協会の許諾を得て使用しています。

*EAS（Electronic Article Surveillance）とは、電子商品監視機器（盗難防止装置等）の総称です。



EASステッカー
提出場所／EAS機器本体、及び店舗の正面入口ドア等



EAS機器導入店表示POP
提出場所／店舗の正面入口、EAS設置近辺等
EAS機器導入店表示POPは、EAS機器本体に貼付するEASステッカーに対し、EAS機器の設置をよりわかりやすく明示する目的で店舗出入口等に貼付します。



障害を理由に

① 入館を拒否する。

理由：エレベーター未設置、付添者必要、補助犬の入館など

② サービス・設備の利用拒否、制限を設ける

理由：大活字書籍、点字資料、

映像資料（キャプション、手話付、DAISY図書）がないなど

③ 催し（イベント）への参加拒否、制限を設ける

理由：手話担当者がいないなど

図書館における合理的配慮の対応策として

- ① 来館、移動への支援
アクセス方法、館内の移動補助・介助など
- ② 物理的障壁への配慮
本棚から書籍を取るなど
- ③ コミュニケーションへの配慮
音声、手話、点字、筆談、マカトンサインなど
- ④ 設備の使用補助
利用者用端末、複写機、視聴室など
- ⑤ ルールの変更
貸出期間、貸出点数など
- ⑥ サービスの利用支援
申込書代筆、検索代行など
- ⑦ 催し（イベント）への配慮
座席確保、配布資料改善、手話通訳者配置など
- ⑧ 資料への配慮
支援機器購入など



施設側の合理的配慮に対する対策として

- ① リーフレットの作成
アクセス方法、利用時間、施設設備、利用条件など
- ② 専用駐車場、利用動線の確保
点字ブロック、スロープ、手摺、エレベーターなど
- ③ 館内インフォメーション
ポスター、ピーオーピー（POP）掲示、電子掲示板など
- ④ 施設の充実
トイレ、閲覧スペース、什器のデザイン（高さなど）など
- ⑤ 据装具の配置
車椅子、タンカーなど
- ⑥ コミュニケーションツールの充足
コミュニケーションボード、絵カード、写真カード、タブレット端末など
- ⑦ 担当職員の配置（当番制でも可）
手話・点字習得者、外国語が話せる者、相談係など
- ⑧ 事前連絡
利用時間、来館方法、障害に合った必要な介助を聞いておくなど





ご清聴ありがとうございました



第29回福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会

感想フォーム 回答一覧

	貴図書館で「障害者差別解消法（合理的配慮）」に関する資料（図書・学術雑誌・DVDなど）を収集していますか。	合理的配慮の提供について、貴図書館で実施している方策（施設の改修、サインの拡充、職員研修等）がありますからお教えください。	本日の研修会の感想をお教えください。	今後、実務者研修会で取り上げてほしいテーマがありましたらお教えください。
1	話題になったものなど、通常の資料と同じレベルで収集している	「発達障害のある学生の理解と対応」をSD研修で実施しました。	先生のご経験や事例等を交えてご講演いただいたため、非常に分かりやすく理解が深まりました。当館職員間で情報を共有し、今後に生かしていきたいと思います。ありがとうございました。	図書館利用者を増加させる事例等の紹介
2	話題になったものなど、通常の資料と同じレベルで収集している			
3	話題になったものなど、通常の資料と同じレベルで収集している	図書館案内図などのサインの拡充	合理的配慮については基礎的な内容は学んでおりましたが、言葉の使い方（取扱いと対応、など）やEASによるペースメーカーの誤作動など知らない部分も多く、勉強になりました。館内のサインを拡充している途中のため、今回の研修を活かし、ユニバーサルデザインを意識した図書館づくりの参考にいたします。	
4	積極的に収集している	・昨年「図書館におけるユニバーサルデザイン」をテーマに授業を行い、学生からの様々なアイデアが出た。その際、学生が作成したサインを使用している。・国会図書館のレファレンス協同データベースにて「障害者（児）のためのわかりやすい防災ハンドブック」について公開している。・ブギーボード（手書きボード）をカウンターに常備している。	コンパクトにわかりやすい解説を頂き、普段見過ごしがちな街なかのサインなど、あらためて見直すことができた。今後に活かしていきたい。	「教員とどのように授業との連携を行っていけばいいのか」
5	話題になったものなど、通常の資料と同じレベルで収集している	図書カウンター前に筆談対応黒板を設置、エレベーターの制限を開放、障害者用トイレを2カ所設置など	様々な障がいを持つ人に、より親身になって、何を求めているのかを的確に察することが大事なのだと学びました。	
6	話題になったものなど、通常の資料と同じレベルで収集している	車椅子利用の学生に対しては、何度も卒業生を出している。	障害者の多種あること、対応方の違いなどを改めて確認することができた。	特にない。
7	話題になったものなど、通常の資料と同じレベルで収集している		普段の業務の中では、なかなか積極的には考えることのないテーマについて、勉強させて頂く貴重な機会となりました。大変ありがとうございました。	
8	ほとんど集めていない	2019年度図書館改修工事を実施。エレベーターやスロープ、多目的トイレ等の整備	今回、実務者研修会に参加し、改めて、本校図書館でも、障害者に対する対応の仕方や、標識の設置など、スタッフ全員検討するきっかけとなりました。日常の生活でも、標識等を参考にし、図書館でも取り入れていきたいと思います。	学生の図書館利用について。来館するきっかけとして、図書館ではどのような工夫をしているか。
9	話題になったものなど、通常の資料と同じレベルで収集している		合理的配慮の対応例などを挙げていたので、今後図書館の利用者が配慮が必要な利用者がいらっしゃる際には、今回の研修での学びを活かしたいと思います。	
10	話題になったものなど、通常の資料と同じレベルで収集している	本校図書館では、多目的トイレが2か所あり、いずれもジェンダーフリーの案内版があります。	障がいの種類、また、障がいのある方に対する配慮として図書館が出来るこことを知ることができると良い機会となりました。図書館のスタッフ間においても、知識や情報を共有したいと考えます。	貸出冊数や利用者数を増やすために行っている効果的な図書の展示や、掲示物などの工夫されている点について

相互利用参加館（公立図書館）紹介

11年振りに再開した浪江町図書館

浪江町図書館 木村 正人

(高知県被災地派遣職員)

2022（令和4）年6月18日、東日本大震災及び原発事故発生から休館となっていた「浪江町図書館」が11年振りに再開しました。以前の浪江町図書館と同じ敷地内にあった、閉鎖中の保育園を改修し浪江町公民館との複合施設として新しく生まれ変わった「ふれあい交流センター」内に、専有面積383m²、蔵書約2万5千冊、座席数29席での再スタートとなります。

ここでは震災以前の浪江町図書館、震災による被害状況、全町避難中に福島市にあった「浪江in福島ライブラリーきぼう」（浪江町仮設図書館）も含めて紹介していきます。

震災以前の浪江町図書館

公民館図書室だった浪江町に初めて公共図書館が設置されたのは、1998（平成10）年4月。複合施設「ふれあいセンターなみえ」の2階に浪江町図書館が置かれました。2007（平成19）年には図書館システムを導入し、蔵書数は約5万6千冊、年間貸出数は約4万冊。夏休みには子ども達が調べもの学習で来館し、サークルによる定期的な読み聞かせ会も開催される、地域住民に親しまれる図書館でした。

あの「3.11」の震災発生時、館内にいた来館者・職員に負傷者はいなかったものの書棚が重なり合うように倒れ、約6割の本が落下し図書館の床は本で埋め尽くされました。

そして、そのままの状態で町全体の立ち入りが制限されることとなりました。



（震災後の館内の様子）

浪江in福島ライブラリーきぼう

震災から1年5ヶ月後の2012（平成24）年8月、福島市笹谷にある浪江町応急仮設住宅の隣接する場所に、小さなワンルームの図書館がオープンしました。その名も「浪江in

福島ライブラリーきぼう」です。福島市から提供された土地に民間企業（株式会社アントレック）が義援金を募り、建物と本を浪江町に寄贈する形で開設された、とても小さな仮設図書館です。応急仮設住宅での避難生活を余儀なくされている浪江町民以外に、周辺の福島市民にも親し



（浪江in福島ライブラリーきぼう）

まれるアットホームな図書館として多くの方に愛されていました。浪江町図書館の再開とは別に「きぼう」を存続して欲しいとの声も多くあった中、閉館しなければならなかつたのが、とても残念な出来事でした。現在は建物を福祉団体に譲渡し、同じ場所で、団体以外の地域住民や自治会も利用できる“地域に親しまれる施設”として存続しています。

浪江町図書館の再開

震災前の浪江町図書館が設置されていた複合施設「ふれあいセンターなみえ」は、地震による建物の損傷が激しく解体することとなり、蔵書のうち郷土資料（約2千冊）について、再開する図書館での利用を想定して解体前に別施設へ移動しました。

解体工事と並行して、再開に向けた作業がより具体的になっていく中で、施設改修工事の基本設計の段階から打ち合わせに参加することができました。小規模でも一通りのサービスが提供できるよう、細かい点まで図書館側の要望を取り入れて貰えました。

特に地震に対応できる書棚（免震装置付き）の導入は、福島県内の公共図書館では初となります。2021（令和3）年3月16日の福島県沖地震では、再開に向けた準備作業中の書棚から1冊の本も落下しないという大きな導入効果を確認することができました。

図書館システムについては、震災によりすべてのデータを喪失してしまったため、プロポーザル方式にて業者選定を行いました。新規導入と同様の手探り状態でしたが、福島県立図書館のサポートもあり、図書館再開に間に合うよう業者を確定することができました。

蔵書は、「浪江 in 福島ライブラリーきぼう」の蔵書をベースに収集しました。以前の図書館があった複合施設を解体する際に移動した郷土資料は、本の状態を確認しながら登録作業を実施し、図書館入り口付近の書棚を「郷土資料コーナー」とし、真っ先に図書館来館者を迎えてます。また被災地の図書館として震災・原発事故関連の資料も積極的に収集しています。

図書館が利用者で溢れる日が再び来るのを信じて

震災前と比較して、町への帰還は約1割（人口：震災前・約2万人、現在・約1,900人）という現状であり図書館利用者も少ない（1日15名程度）のですが、より多くの方に来館してもらいたいと日々工夫しながら運営しています。Facebookも毎週更新しています。

震災からの復興に節目も区切りもありません。まだ復興への道のりは続いています。まだまだ十分なサービスは行えていませんが、いつの日か再び図書館が利用者で溢れる日が来るのを信じて、引き続き図書館サービスの向上に努めていきます。



(浪江町図書館のある複合施設“ふれあい交流センター”)

福島県内大学図書館連絡協議会会則

制定	昭和60年2月28日
改正	平成2年7月6日
改正	平成5年7月9日
改正	平成7年7月25日
改正	平成12年7月14日
改正	平成15年7月11日
改正	平成16年8月6日
改正	平成17年8月5日
改正	平成18年8月24日
改正	平成27年9月17日
改正	平成29年7月20日
改正	令和元年7月25日

- 第1条 本会は、福島県内大学図書館連絡協議会（以下「協議会」という）と称する。
- 第2条 協議会は、次の大学図書館及び福島県立図書館並びに福島工業高等専門学校図書館をもって組織する。
- 1 会津大学情報センター
 - 2 会津大学短期大学部附属図書館
 - 3 医療創生大学図書館
 - 4 奥羽大学図書館
 - 5 郡山女子大学図書館
 - 6 桜の聖母短期大学図書館情報センター
 - 7 昌平図書館（東日本国際大学・いわき短期大学）
 - 8 日本大学図書館工学部分館
 - 9 福島県立医科大学附属学術情報センター
 - 10 福島学院大学図書館情報センター
 - 11 国立大学法人福島大学附属図書館
- 第3条 協議会は、加盟館相互の緊密な連携と協力により、図書館の施設、管理、運営などについての進歩、改善を図ることによって、地域社会の進展に寄与することを目的とする。
- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、随時図書館に関する講習会の開催、その他必要と認める事業を行なうものとする。
- 第5条 協議会の総会は年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 2 開催地については、原則として福島地区、郡山地区、いわき地区、会津地区とし、1か年交代とする。
- 第6条 会務を処理するために、幹事館をおく。
- 2 当分の間、福島大学附属図書館を常任幹事館とする。
 - 3 第5条第2項における開催地区の加盟館の中から、協議によって、年度幹事館を選出し、年度幹事館は当該年度総会その他の事業運営を処理する。
- 第7条 本会の会計監査を行うために、会計監事をおく。
- 2 会計監事は、総会において常任幹事館及び年度幹事館を除く加盟館から1館選出する。任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 3 会計監事は、総会において監査結果を報告する。
- 第8条 協議会の事務局は、常任幹事館内におく。
- 第9条 協議会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってあてる。
会費は年額5,000円とし、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 附 則 この会則は、平成2年7月6日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成5年7月9日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成7年7月25日から施行する。

- 附 則 この会則は、平成12年7月14日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成15年7月11日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成16年8月6日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成17年8月5日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成18年8月24日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成27年9月17日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成29年7月20日から施行する。
- 附 則 この会則は、令和元年7月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(会則第7条についての申し合わせ)

常任幹事館においては、会計処理、記録保存などの総合的会務を処理する事務局機能を担当し、年度幹事館は、常任幹事館との密接な連携の下に、当該年度総会その他の事業実施事務を担当する。

福島県内大学図書館連絡協議会誌 第24号

令和5年（2023年）3月

編 集 : 福島大学附属図書館

編集協力 : 郡山女子大学図書館

発 行 : 福島県内大学図書館連絡協議会

〒960-1293 福島市金谷川1番地

福島大学附属図書館内

TEL : 024-548-8082 / FAX : 024-548-2377
